

事業者の皆様へ

# 事業系ごみ ガイドブック

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで事業者は自らの責任において事業系ごみを適正に処理しなければならないと定められています

## 目次

はじめに [会津若松市のごみの現状と目標] .....	P1
事業者の責務.....	P2
事業系一般廃棄物とは.....	P3・4
事業系一般廃棄物の分け方・出し方.....	P5
① 食品・生ごみ ② 木くず（剪定枝・刈草）.....	P6
③ 古紙（リサイクルできるもの）.....	P7
④ 紙類（リサイクルできないもの）.....	P8
⑤ 廃プラスチック類.....	P9
廃プラスチック類に関するQ & A.....	P10
事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類表.....	P11・12
家電4品目のリサイクル、パソコンのリサイクル.....	P13
資源物回収業者等のお問い合わせ先.....	P14
事業系一般廃棄物の処理方法	
① 環境センターへ自己搬入する場合.....	P15
② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理(収集運搬)を委託する方法...	P16
事業系一般廃棄物Q & A.....	P17
根拠となる法令.....	P18

会津若松市 市民部 廃棄物対策課